

工事請負契約の契約金額の変更に関する専決処分について

議会の権限に属する事項中市長の専決処分事項（昭和39年3月23日議決）第2号の規定により、稲永小学校改修工事について、市長において工事請負契約の契約金額の変更に関する専決処分により変更契約を締結しました。

上記のことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により議会へ報告する必要があるため、別紙のとおり提出します。

（令和8年2月6日提出 総務部教育環境整備課）

令和 8 年報告第 号

工事請負契約の契約金額の変更に関する専決処分について

議会の権限に属する事項中市長の専決処分事項（昭和39年 3 月23日議決）第 2 号の規定により、工事請負契約の契約金額の変更について、次のとおり専決処分をした。

上記のことについて地方自治法第 180 条第 2 項の規定により、報告する。

令和 8 年 月 日提出

名古屋市長 広 沢 一 郎

専 決 年 月 日	工 事 請 負 契 約 名	契 約 金 額 (円)	
		変 更 前	変 更 後
8. 1. 23	稲永小学校改修工事の請負 契約 〔 令和 6 年11月22日議決 〕 〔 令和 6 年第 138 号 〕	1, 197, 900, 000	1, 249, 328, 300
計	1 件		

【参考資料】

工事請負契約の契約金額の変更に関する専決処分について

1 報告理由

本件は、議会の権限に属する事項中市長の専決処分事項（昭和39年3月23日議決）第2号により、工事請負契約の契約金額の変更に関する専決処分をしたので報告するものです。

2 専決処分の内容

稲永小学校改修工事の請負契約（令和6年11月22日議決 令和6年第138号）について

（変更前） 1,197,900,000 円

（変更後） 1,249,328,300 円（※ 51,428,300 円増額）

<変更理由>

- （1）資材価格等の上昇により、スライド条項を適用したため。
- （2）吹付石綿撤去範囲の変更、その他工事着手後の調査等により必要となった設計変更を行ったため。

3 専決年月日

令和8年1月23日